

埼玉県農業水利施設保全管理推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 農業水利施設に係る各種事業について、農村整備課、各農林振興センター及び農村整備計画センターが緊密に連携し、計画的な事業の推進を図るため、「埼玉県農業水利施設保全管理推進委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 農業水利施設の保全管理に係る普及啓発、各種施策の立案、実施、進行管理に関すること。
- (2) 埼玉県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針、埼玉県地域農業水利施設保全対策実施方針の策定及び見直しに関すること。
- (3) 基幹水利施設修繕・更新計画マスタープランの作成、事業管理に関すること。
- (4) 農業水利施設の管理体制強化の支援に関すること。
- (5) 計画的な農業水利施設の機能診断、保全計画策定及び対策工事等の調整に関すること。
- (6) 施設監視計画に基づいた監視状況の取りまとめに関すること。
- (7) 突発的な事故に係る対応支援に関すること。
- (8) その他農業水利施設に係る各種事業の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会の構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、別表に掲げる職にある者のほか、会議の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(地域部会の設置)

第5条 委員会の下に、農林振興センター単位による埼玉県農業水利施設保全管理推進委員会地域部会(以下、「地域部会」という。)を設置する。

- 2 地域部会の設置及び運営、構成員については、地域部会ごとに定めるものとするが、地域部会の部会長は、各農林振興センター農村整備部長とする。
- 3 地域部会にて検討した事項については、委員会に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農村整備課企画担当において処理する。

- 2 地域部会の庶務は、部会長が所属する農林振興センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条の1関係）

<p>会 長</p>	<p>農村整備課 副課長 (総務・土地改良団体支援、企画、水利調整・水利施設管理担当)</p>
<p>副 会 長</p>	<p>農村整備課 副課長 (水利施設整備・農地整備、農村環境、技術管理担当) 農村整備課 主幹 (総務・土地改良団体支援担当)</p>
<p>委 員</p>	<p>各農林振興センター 農村整備部長 農村整備計画センター 所長 農村整備課 主幹 (企画担当) 同 (水利調整・水利施設管理担当) 同 (水利施設整備・農地整備担当) 主査 (総務・土地改良団体支援担当)</p>